

平成27年12月4日

第418回白石市議会定例会議案

目 次

第 8 7 号議案	仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び財産処分について	・・・	1
第 8 8 号議案	白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・・・	6
第 8 9 号議案	白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	14
第 9 0 号議案	白石市市税条例等の一部を改正する条例	・・・	20
第 9 1 号議案	白石市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・	28

第 8 7 号議案

仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項及び同法第 2 8 9 条の規定により、次のとおり仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、仙南地域広域行政事務組合規約を変更するとともに、財産を処分することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

白石市長 風 間 康 静

仙南地域広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

仙南地域広域行政事務組合規約（昭和53年宮城県指令第18,734号）の一部を次のように変更する。

第3条第3号中「並びに」の次に「同法」を加える。

第13条の見出し中「教育委員」を「教育委員会の教育長又は委員」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 前項の出資金の構成市町の額は、次の表のとおりとする。

構成市町	出資金
白石市	21,430,000円
角田市	18,000,000円
蔵王町	7,270,000円
七ヶ宿町	1,150,000円
大河原町	10,640,000円
村田町	6,930,000円
柴田町	18,820,000円
川崎町	5,590,000円
丸森町	10,170,000円

第15条第4項ただし書中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により当該市町の議会の議決を得た」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この項において「法」という。）第96条第1項第10号の規定により当該市町の議会の議決を得た場合

(2) 法第290条の規定により構成市町の議会の議決を得た場合

別表（第14条関係）中「及び第4号」及び「（仮称）」を削り、同表中

白石斎苑	火葬場の管理運営に要する経費	白石市 蔵王町	均等割 100分の25 人口割 100分の75
七ヶ宿	火葬場の管理運営に	七ヶ宿町	七ヶ宿町 100分の100

斎苑	要する経費			
あぶくま斎苑	火葬場の管理運営に要する経費	角田市 丸森町	均等割 100分の25 人口割 100分の75	
柴田斎苑	火葬場の管理運営に要する経費	大河原町 村田町 柴田町	均等割 100分の25 人口割 100分の75	
川崎斎苑	火葬場の管理運営に要する経費	川崎町	川崎町 100分の100	
動物焼却施設	動物焼却施設の管理運営に要する経費	全市町	均等割 100分の25 人口割 100分の75	

」
を

	動物焼却施設	全市町	均等割 100分の25 人口割 100分の75
第3条 第4号 の事務 に要す る経費	白石斎苑	火葬場の建設事業に要する経費	七ヶ宿町 白石市、蔵王町、七ヶ宿町の総人口（人口については、前年9月末日における住民基本台帳人口による。以下この欄において同じ。）に占める七ヶ宿町の人口の割合を乗じた額
		火葬場の建設事業及び管理運営に要する経費	白石市 蔵王町 均等割 七ヶ宿町の負担分を除いた額の100分の25 人口割 七ヶ宿町の負担分を除いた額の100分の75
	七ヶ宿斎苑	七ヶ宿町	七ヶ宿町 100分の100
	あぶくま斎苑	角田市 丸森町	均等割 100分の25 人口割 100分の75
	柴田斎苑	大河原町 村田町 柴田町	均等割 100分の25 人口割 100分の75

川崎斎苑	川崎町	川崎町 100分の100
------	-----	--------------

に改め、

同表備考1中「住民基本台帳人口」の次に「（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、住民基本台帳に記載されている者の数をいう。この表において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、別表（第14条関係）中「（仮称）」を削る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約（別表（第14条関係）中「（仮称）」を削る改正規定を除く。）による変更後の仙南地域広域行政事務組合理規約の規定は、平成28年度分の負担金から適用し、平成27年度分の負担金については、なお従前の例による。

仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金財産処分書

1 基金

基金	金額	処分方法
仙南地域広域行政 事務組合ふるさと 市町村圏基金	800,000千円	白石市へ承継 171,440千円
		角田市へ承継 144,000千円
		蔵王町へ承継 58,160千円
		七ヶ宿町へ承継 9,200千円
		大河原町へ承継 85,120千円
		村田町へ承継 55,440千円
		柴田町へ承継 150,560千円
		川崎町へ承継 44,720千円
		丸森町へ承継 81,360千円

第 8 8 号議案

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

白石市長 風 間 康 静

白石市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は白石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、

情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

機関	事務
1 市長	白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（昭和58年白石市条例第25号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	白石市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年白石市条例18号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	白石市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年白石市条例第19号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種以外の予防接種の対象者及び接種状況の管理に関する事務であって市長が指定するもの

別表第2（第4条第2項関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に

基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保

		<p>護関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 白石市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 白石市心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	白石市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 白石市心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する</p>

		る情報であって規則で定めるもの
3 市長	白石市心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 白石市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 白石市子ども医療費の</p>

		助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	予防接種法による予防接種以外の予防接種の対象者及び接種状況の管理に関する事務であって市長が指定するもの	(1) 住民票関係情報であって市長が指定するもの (2) 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する情報であって市長が指定するもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって市長が指定するもの	市長	地方税関係情報であって市長が指定するもの

第 8 9 号 議 案

白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

白石市長 風 間 康 静

白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年白石市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75

	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.8
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.8
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.8
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付の	0.9

うち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	
-------------------------	--

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- この条例による改正後の条例附則第 5 条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 平成 24 年一元化法第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家

公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の白石市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

第 9 0 号議案

白石市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

白石市長 風 間 康 静

白石市市税条例等の一部を改正する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例(昭和30年白石市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下「徴収の猶予」という。)又は法第15条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、その徴収の猶予に係る金額をその徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前2項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日

以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

- (4) 猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（職権による換価の猶予の手続等）

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項の規定により、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この条及び第12条において「職権による換価の猶予」という。）又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（以下この条において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をす

る場合には、その職権による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。）をその職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類に掲げる書類とする。

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項の規定により、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この条及び次条において「申請による換価の猶予」という。）又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下この条において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その申請による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項で定める額を限度とする。）をその申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げ

る事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号及び第2号に掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年白石市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち白石市市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第35条の2第8項の改正規定中「、法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平

成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。) 第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。) 」を加え、同条例第 62 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定中「) 又は法人番号」の次に「(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。) 」を加え、同条例第 89 条第 2 項第 2 号の改正規定中「) 又は法人番号」の次に「(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) 」を加え、同条例第 137 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「) 又は法人番号」の次に「(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) 」を加え、同条例第 147 条第 1 号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「) 又は法人番号」の次に「(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) 」を加える。

附則第 1 条第 4 号中「第 2 条第 3 号及び第 4 号、」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 改正後の白石市市税条例(以下「新条例」という。) 第 8 条、第 9 条及び第 12 条(地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号) 附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。) 第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。) の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後に申請される新法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用する。

第 3 条 新条例第 10 条及び第 12 条(新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用する。

第 4 条 新条例第 11 条及び第 12 条(新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に同項に規定す

る納期限が到来する徴収金について適用する。

第 9 1 号議案

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

白石市長 風 間 康 静

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

白石市介護保険条例（平成12年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める

。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。